

(証券コード 3295)
2019年5月7日

投資主各位

東京都中央区八丁堀二丁目26番9号
ヒューリックリート投資法人
執行役員 時 田 榮 治

第4回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第4回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年5月27日（月曜日）午後5時までに到着するようお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に基づき、現行規約第14条第1項及び第2項において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成されたものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

（本投資法人現行規約抜粋）

現行規約第14条第1項及び第2項

第14条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時：2019年5月28日（火曜日）午前10時
（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所：東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地
御茶ノ水ソラシティ2階
ソラシティ カンファレンスセンター
（室名ソラシティホールウエスト）

3. 投資主総会の目的である事項：

決 議 事 項

- 第1号議案 規約一部変更の件
第2号議案 執行役員1名選任の件
第3号議案 補欠執行役員1名選任の件
第4号議案 監督役員2名選任の件

以 上

（お願い）

- ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

（ご案内）

◎代理人により議決権を行使される場合

本投資法人の議決権を有するほかの投資主の方1人を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書用紙と共に会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法

投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要がある場合は、インターネット上の本投資法人のウェブサイト（<https://www.hulic-reit.co.jp/>）に修正後の事項を掲載いたしますので、ご了承ください。

◎運用状況報告会

当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社であるヒューリックリートマネジメント株式会社による「運用状況報告会」を実施する予定です。

◎お土産

本投資主総会及びその後の運用状況報告会にご出席の投資主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 資産運用会社に対して支払う譲渡報酬について、その額が譲渡益の額を超えることがないようにするため、譲渡益の内容を明確化すると共に、譲渡益相当額をもって上限とする旨の変更を行うものです（変更案第37条第1項第3号）。
- (2) 改元の影響を避けるために、規約における記載を西暦表記に変更するものです（変更案第9条第2項、第15条第1項）。
- (3) 上記のほか、規定内容の明確化等のために字句の統一その他必要な表現の変更等を行うものです（変更案第28条第3項、第37条第1項第1号、第2号及び第4号）。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更箇所を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
第9条（招集） 1. （省略） 2. 本投資法人の投資主総会は、<u>平成29年</u>5月1日及び同日以後遅滞なく招集し、以後、隔年ごとの5月1日及び同日以後遅滞なく招集する。また、本投資法人は、必要があるときは随時投資主総会を招集することができる。	第9条（招集） 1. （現行どおり） 2. 本投資法人の投資主総会は、<u>2017年</u>5月1日及び同日以後遅滞なく招集し、以後、隔年ごとの5月1日及び同日以後遅滞なく招集する。また、本投資法人は、必要があるときは随時投資主総会を招集することができる。
第15条（基準日等） 1. 本投資法人が第9条第2項第一文の規定に基づき投資主総会を招集する場合には、本投資法人は、<u>平成29年</u>2月末日及び以後隔年ごとの2月末日における最終の投資主名簿に記載又は記録されている投資主をもって、かかる投資主総会において権利を行使することができる投資主とする。かかる場合のほか、投資主総会において権利を行使することができる投資主は、原則として、本投資法人が役員会の決議により定め、法令に従いあらかじめ公告する基準日現在の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主とする。 2. （省略）	第15条（基準日等） 1. 本投資法人が第9条第2項第一文の規定に基づき投資主総会を招集する場合には、本投資法人は、<u>2017年</u>2月末日及び以後隔年ごとの2月末日における最終の投資主名簿に記載又は記録されている投資主をもって、かかる投資主総会において権利を行使することができる投資主とする。かかる場合のほか、投資主総会において権利を行使することができる投資主は、原則として、本投資法人が役員会の決議により定め、法令に従いあらかじめ公告する基準日現在の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主とする。 2. （現行どおり）
第28条（投資態度） 1. （省略） 2. （省略）	第28条（投資態度） 1. （現行どおり） 2. （現行どおり）

現 行 規 約	変 更 案
3. 本投資法人は、原則として安定的賃貸事業収入又はこれに類する収入が現に生じているか又は生じる見込みがある不動産関連資産（第29条第1項(2)に定義する不動産等及び第29条第1項(3)に定義する不動産対応証券をあわせたものをいう。以下同じ。）を取得の対象としており、本投資法人は、資産運用の基本方針に照らして適当と認める場合には、上記以外の不動産関連資産やその他の資産にも投資する。 4. （省略） 5. （省略）	3. 本投資法人は、原則として安定的賃貸事業収入又はこれに類する収入が現に生じているか又は生じる見込みがある不動産関連資産（第29条第1項(2)に定義する不動産等及び第29条第1項(3)に定義する不動産対応証券をあわせたものをいう。以下、<u>同</u>じ。）を取得の対象としており、本投資法人は、資産運用の基本方針に照らして適当と認める場合には、上記以外の不動産関連資産やその他の資産にも投資する。 4. （現行どおり） 5. （現行どおり）
第37条（資産運用会社に対する資産運用報酬の支払に関する基準） 1. 本投資法人が運用資産の運用を委託する資産運用会社（以下、「資産運用会社」という。）に支払う報酬の計算方法及び支払の時期は、次のとおりとする。なお、本投資法人は、資産運用会社に対して、宅地建物取引業法に定める代理・媒介に関する報酬は支払わないものとする。 (1) 運用報酬 本投資法人は、各営業期間に係る運用報酬として、下記の運用報酬Ⅰと運用報酬Ⅱを資産運用会社に対して支払う。	第37条（資産運用会社に対する資産運用報酬の支払に関する基準） 1. 本投資法人が運用資産の運用を委託する資産運用会社（以下、「資産運用会社」という。）に支払う報酬の計算方法及び支払の時期は、次のとおりとする。なお、本投資法人は、資産運用会社に対して、宅地建物取引業法に定める代理・媒介に関する報酬は支払わないものとする。 (1) 運用報酬 本投資法人は、各営業期間に係る運用報酬として、下記の運用報酬Ⅰと運用報酬Ⅱを資産運用会社に対して支払う。

現 行 規 約	変 更 案
① 運用報酬Ⅰ 各営業期間について、本投資法人の直前の営業期間の決算期における貸借対照表に記載された総資産額に、100分の0.5（年率）を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じて得られる金額（なお、各営業期間の実日数に基づき1年を365日として日割計算によるものとし、1円未満を切捨てる。）を運用報酬Ⅰとする。なお、本投資法人は、各営業期間に係る運用報酬Ⅰを、当該営業期間に係る<u>決算日</u>後、3ヵ月以内に資産運用会社に対して支払う。 ② 運用報酬Ⅱ 各営業期間について、「本投資法人の当該営業期間の決算期における運用報酬Ⅱ控除前分配可能金額（以下で定義される。）を当該決算期末における発行済み投資口の総数（但し、本投資法人が当該決算期末において未処分又は未消却の自己の投資口を保有する場合、当該決算期末における発行済み投資口の総数から保有する自己の投資口の数を除いた数をいうものとする。）で除した金額（以下、「運用報酬Ⅱ控除前一口当たり分配金」という。）」に、運用報酬Ⅱ控除前営業利益（以下で定義される。）と、100分の0.004を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じて得られる金額（1円未満を切捨てる。）を運用報酬Ⅱとする。すなわち、以下の計算式で算出される。	① 運用報酬Ⅰ 各営業期間について、本投資法人の直前の営業期間の決算期における貸借対照表に記載された総資産額に、100分の0.5（年率）を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じて得られる金額（なお、各営業期間の実日数に基づき1年を365日として日割計算によるものとし、1円未満を切捨てる。）を運用報酬Ⅰとする。なお、本投資法人は、各営業期間に係る運用報酬Ⅰを、当該営業期間に係る<u>決算期</u>後、3ヵ月以内に資産運用会社に対して支払う。 ② 運用報酬Ⅱ 各営業期間について、「本投資法人の当該営業期間の決算期における運用報酬Ⅱ控除前分配可能金額（以下で定義される。）を当該決算期末における発行済み投資口の総数（但し、本投資法人が当該決算期末において未処分又は未消却の自己の投資口を保有する場合、当該決算期末における発行済み投資口の総数から保有する自己の投資口の数を除いた数をいうものとする。）で除した金額（以下、「運用報酬Ⅱ控除前一口当たり分配金」という。）」に、運用報酬Ⅱ控除前営業利益（以下で定義される。）と、100分の0.004を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じて得られる金額（1円未満を切捨てる。）を運用報酬Ⅱとする。すなわち、以下の計算式で算出される。

現 行 規 約	変 更 案
運用報酬Ⅱ＝運用報酬Ⅱ控除前一口当たり分配金×運用報酬Ⅱ控除前営業利益×100分の0.004を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率（1円未満切捨て） 本投資法人は、各営業期間に係る運用報酬Ⅱを、当該営業期間に係る<u>決算日</u>後、3ヶ月以内に資産運用会社に対して支払う。 なお、「運用報酬Ⅱ控除前分配可能金額」とは、日本国において一般的に公正妥当と認められる企業会計基準に準拠して計算される税引前当期純利益（控除対象外消費税等及び運用報酬Ⅱ控除前並びに負ののれん発生益控除後）に繰越欠損金があるときはその金額を填補した後の金額をいうものとする。 また、「運用報酬Ⅱ控除前営業利益」とは、日本国において一般的に公正妥当と認められる企業会計基準に準拠して計算される営業利益（控除対象外消費税等及び運用報酬Ⅱ控除前）の金額をいうものとする。	運用報酬Ⅱ＝運用報酬Ⅱ控除前一口当たり分配金×運用報酬Ⅱ控除前営業利益×100分の0.004を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率（1円未満切捨て） 本投資法人は、各営業期間に係る運用報酬Ⅱを、当該営業期間に係る<u>決算期</u>後、3ヶ月以内に資産運用会社に対して支払う。 なお、「運用報酬Ⅱ控除前分配可能金額」とは、日本国において一般的に公正妥当と認められる企業会計基準に準拠して計算される税引前当期純利益（控除対象外消費税等及び運用報酬Ⅱ控除前並びに負ののれん発生益控除後）に繰越欠損金があるときはその金額を填補した後の金額をいうものとする。 また、「運用報酬Ⅱ控除前営業利益」とは、日本国において一般的に公正妥当と認められる企業会計基準に準拠して計算される営業利益（控除対象外消費税等及び運用報酬Ⅱ控除前）の金額をいうものとする。

現 行 規 約	変 更 案
(2) 取得報酬 本投資法人は、本投資法人が不動産関連資産を取得した場合（(4)に定める場合は除く。）、取得報酬として、その取得代金（売買の場合は売買代金、交換の場合は交換により取得した当該不動産関連資産の評価額、出資による場合は出資金を意味する。但し、消費税及び地方消費税、並びに取得に要する費用（もしあれば）を<u>除く</u>。）に、100分の1.0（但し、本投資法人が定める利害関係人との取引の場合は100分の0.5とする。）を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じて得られる金額（1円未満を切捨てる。）を資産運用会社に対して支払う。本投資法人は、かかる取得報酬を、当該資産の取得日が属する月の翌月末日までに、資産運用会社に対して支払う。	(2) 取得報酬 本投資法人は、本投資法人が不動産関連資産を取得した場合（(4)に定める場合は除く。）、取得報酬として、その取得代金（売買の場合は売買代金、交換の場合は交換により取得した当該不動産関連資産の評価額、出資による場合は出資金を意味する。但し、消費税及び地方消費税、並びに取得に要する費用（もしあれば）を<u>含まない</u>。）に、100分の1.0（但し、本投資法人が定める利害関係人との取引の場合は100分の0.5とする。）を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じて得られる金額（1円未満を切捨てる。）を資産運用会社に対して支払う。本投資法人は、かかる取得報酬を、当該資産の取得日が属する月の翌月末日までに、資産運用会社に対して支払う。

現 行 規 約	変 更 案
(3) 譲渡報酬 本投資法人は、本投資法人が不動産関連資産を譲渡し（(4)に定める場合は除く。）、<u>それにより譲渡益が発生した場合、譲渡報酬として、その譲渡代金（売買の場合は売買代金、交換の場合は交換により譲渡した当該不動産関連資産の評価額を意味する。但し、消費税及び地方消費税、並びに譲渡に要する費用（もしあれば）を除く。）</u>に、100分の1.0（但し、本投資法人が定める利害関係人との取引の場合は100分の0.5とする。）を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じて得られる金額（1円未満を切捨てる。）を資産運用会社に対して支払う。なお、本投資法人が不動産関連資産を譲渡し、それにより<u>譲渡損が発生した場合、譲渡報酬は発生しないものとする。</u>本投資法人は、かかる譲渡報酬を、当該資産の譲渡の日が属する月の翌月末日までに、資産運用会社に対して支払う。	(3) 譲渡報酬 本投資法人は、本投資法人が不動産関連資産を譲渡し（(4)に定める場合は除く。）、<u>その譲渡代金（売買の場合は売買代金、交換の場合は交換により譲渡した当該不動産関連資産の評価額を意味する。但し、消費税及び地方消費税、並びに譲渡に要する費用（もしあれば）を含まない。以下、同じ。）から当該不動産関連資産の譲渡時における帳簿価格及び当該譲渡に要する費用（もしあれば。なお、以下で定める調整前譲渡報酬額は含まない。）を控除した値が正の場合（かかる値を、以下「譲渡益」という。）</u>、譲渡報酬として、譲渡代金に、100分の1.0（但し、本投資法人が定める利害関係人との取引の場合は100分の0.5とする。）を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じて得られる金額（1円未満を切捨てる。以下「調整前譲渡報酬額」という。）を資産運用会社に対して支払う。但し、調整前譲渡報酬額が譲渡益の額を超える場合は、当該譲渡益相当額をもって譲渡報酬とする。なお、本投資法人が不動産関連資産を譲渡し、それにより<u>譲渡益が発生しない場合、譲渡報酬は発生しないものとする。</u>本投資法人は、かかる譲渡報酬を、当該資産の譲渡の日が属する月の翌月末日までに、資産運用会社に対して支払う。

現 行 規 約	変 更 案
(4) 合併報酬 本投資法人は、本投資法人が当事者となる新設合併又は吸収合併（本投資法人が吸収合併存続法人である場合及び吸収合併消滅法人となる場合を含む。以下同じ。）（以下「合併」と総称する。）の相手方の保有する資産等の調査及び評価その他の合併にかかる業務を資産運用会社が本投資法人のために実施し、当該合併の効力が生じた場合、当該合併の相手方が保有する不動産関連資産のうち当該新設合併の新設合併設立法人又は当該吸収合併の吸収合併存続法人が承継し又は保有するものの当該合併の効力発生日における評価額の合計額に100分の1.0を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じて得られる金額（1円未満を切捨てる。）を資産運用会社に対して支払う。かかる合併報酬は、当該合併の効力発生日が属する月の翌月末日から1ヶ月以内に、資産運用会社に対して支払われるものとする。 2. （省略）	(4) 合併報酬 本投資法人は、本投資法人が当事者となる新設合併又は吸収合併（本投資法人が吸収合併存続法人である場合及び吸収合併消滅法人となる場合を含む。以下、<u> </u>同じ。）（以下「合併」と総称する。）の相手方の保有する資産等の調査及び評価その他の合併にかかる業務を資産運用会社が本投資法人のために実施し、当該合併の効力が生じた場合、当該合併の相手方が保有する不動産関連資産のうち当該新設合併の新設合併設立法人又は当該吸収合併の吸収合併存続法人が承継し又は保有するものの当該合併の効力発生日における評価額の合計額に100分の1.0を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じて得られる金額（1円未満を切捨てる。）を資産運用会社に対して支払う。かかる合併報酬は、当該合併の効力発生日が属する月の翌月末日から1ヶ月以内に、資産運用会社に対して支払われるものとする。 2. （現行どおり）

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員時田榮治は、2019年5月31日をもって任期満了となります。これにより、2019年6月1日付で執行役員1名の選任をお願いするものであります。本議案における執行役員の任期は、就任する2019年6月1日より2年間となります。

なお、本議案は、2019年4月12日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出されたものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 並 び に 本 投 資 法 人 に お け る 地 位 及 び 担 当		所有する 本投資法人の 投資口数
とき た えい じ 時 田 榮 治 (1952年11月18日)	1975年4月	株式会社富士銀行（現 株式会社みずほ銀行） 入行	2 口
	2000年4月	同行 与信管理部長	
	2002年4月	株式会社みずほ銀行 与信企画部長	
	2002年11月	同行 京都支店長	
	2004年4月	同行 執行役員 新橋支店長	
	2005年1月	同行 常務執行役員	
	2009年3月	みずほキャピタル株式会社 代表取締役社長	
	2012年2月	昭栄株式会社（現 ヒューリック株式会社） 顧問	
	2012年3月	同社 代表取締役社長	
	2012年7月	ヒューリック株式会社 顧問	
	2012年12月	同社 顧問 戦略企画室長	
	2013年4月	ヒューリックリートマネジメント株式会社 代表取締役社長（現任）	
	2013年11月	ヒューリックリート投資法人 執行役員（現任）	

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているヒューリックリートマネジメント株式会社の代表取締役社長です。
- ・上記執行役員候補者と本投資法人の間には、上記を除き特別の利害関係はありません。
- ・上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しております。
- ・上記執行役員候補者は、持投資口会制度を利用することにより、本投資法人の投資口を2口（1口未満切り捨て）保有しております。なお、所有する本投資法人の投資口数は2019年3月末日現在の状況を記載しております。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、2019年6月1日付で補欠執行役員1名の選任をお願いするものであります。本議案における補欠執行役員選任にかかる決議が効力を有する期間は、本投資法人規約第17条第3項の定めに基づき、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとします。

なお、本議案は、2019年4月12日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出されたものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況		所有する 本投資法人の 投資口数
ち ょ つ き か ず あ き 一寸木 和 朗 (1963年1月7日)	1985年4月	株式会社富士銀行（現 株式会社みずほ銀行） 入行	1 口
	2004年5月	株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）ALM部 次長	
	2009年4月	みずほ証券株式会社 金融市場グループ副グループ長	
	2011年4月	株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）兜町証券営業部長	
	2013年4月	ヒューリック株式会社 出向	
	2013年5月	ヒューリックリートマネジメント株式会社 出向	
	2013年7月	同社出向 取締役	
	2013年8月	同社出向 取締役 企画・管理部長	
	2014年1月	同社 取締役 企画・管理部長	
	2019年2月	同社 常務取締役 企画・管理部長	
	2019年3月	同社 常務取締役 C F O 企画管理本部長兼経営管理部長（現任）	

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているヒューリックリートマネジメント株式会社の常務取締役 C F O 企画管理本部長兼経営管理部長です。
- ・上記補欠執行役員候補者と本投資法人の間には、上記を除き特別の利害関係はありません。
- ・上記補欠執行役員候補者は、現在、本投資法人の補欠執行役員です。
- ・上記補欠執行役員候補者は、持投資口会制度を利用することにより、本投資法人の投資口を1口（1口未満切り捨て）保有しております。なお、所有する本

投資法人の投資口数は2019年3月末日現在の状況を記載しております。

- なお、本議案において選任される補欠執行役員については、その就任前に本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員島田邦雄及び杉本茂の両名は、2019年5月31日をもって任期満了となります。これにより、2019年6月1日付で監督役員2名の選任をお願いするものであります。本議案における監督役員の任期は、就任する2019年6月1日より2年間となります。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況並びに 本投資法人における地位		所有する 本投資法人の 投資口数
1	しま だ くに お 島 田 邦 雄 (1959年8月16日)	1986年4月 1986年4月 2000年6月 2007年2月 2010年7月 2011年6月 2013年1月 2013年11月 2018年6月	弁護士登録 岩田合同法律事務所 入所 みずほ債権回収株式会社 常務取締役（現任） 富士総業株式会社 監査役（現任） 島田法律事務所 代表パートナー（現任） 株式会社ツガミ 取締役 一般社団法人日本卸電力取引所 監事（現任） ヒューリックリート投資法人 監督役員（現任） 株式会社ツガミ 監査等委員である取締役（現任）	0口

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 並 び に 本 投 資 法 人 に お け る 地 位		所有する 本投資法人の 投資口数
2	すぎもと しげる 杉 本 茂 (1958年10月12日)	1982年 4 月	住宅・都市整備公団（現 独立行政 法人都市再生機構） 入社	0 口
		1985年10月	太田昭和監査法人（現 EY新日本有 限責任監査法人） 入社	
		1988年 7 月	株式会社さくら総合事務所設立 代 表取締役	
		1995年12月	監査法人さくら総合事務所設立 （現 さくら萌和有限責任監査法 人）	
		2008年 4 月	中央大学大学院 客員教授	
		2008年11月	さくら萌和有限責任監査法人 代表 社員（現任）	
		2010年 5 月	一般社団法人不動産証券化協会 監 事（現任）	
		2012年 6 月	株式会社ツムラ 取締役（現任）	
		2013年 2 月	一般社団法人環境不動産普及促進機 構 監事（現任）	
		2013年11月	ヒューリックリート投資法人 監督 役員（現任）	
		2017年11月	一般社団法人ライフサイエンス・イ ノベーション・ネットワーク・ジャ パン 監事（現任）	
		2018年11月	さくら総合事務所グループ株式会社 代表取締役（現任）	

- ・ 上記監督役員候補者両名と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・ 上記監督役員候補者両名は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。

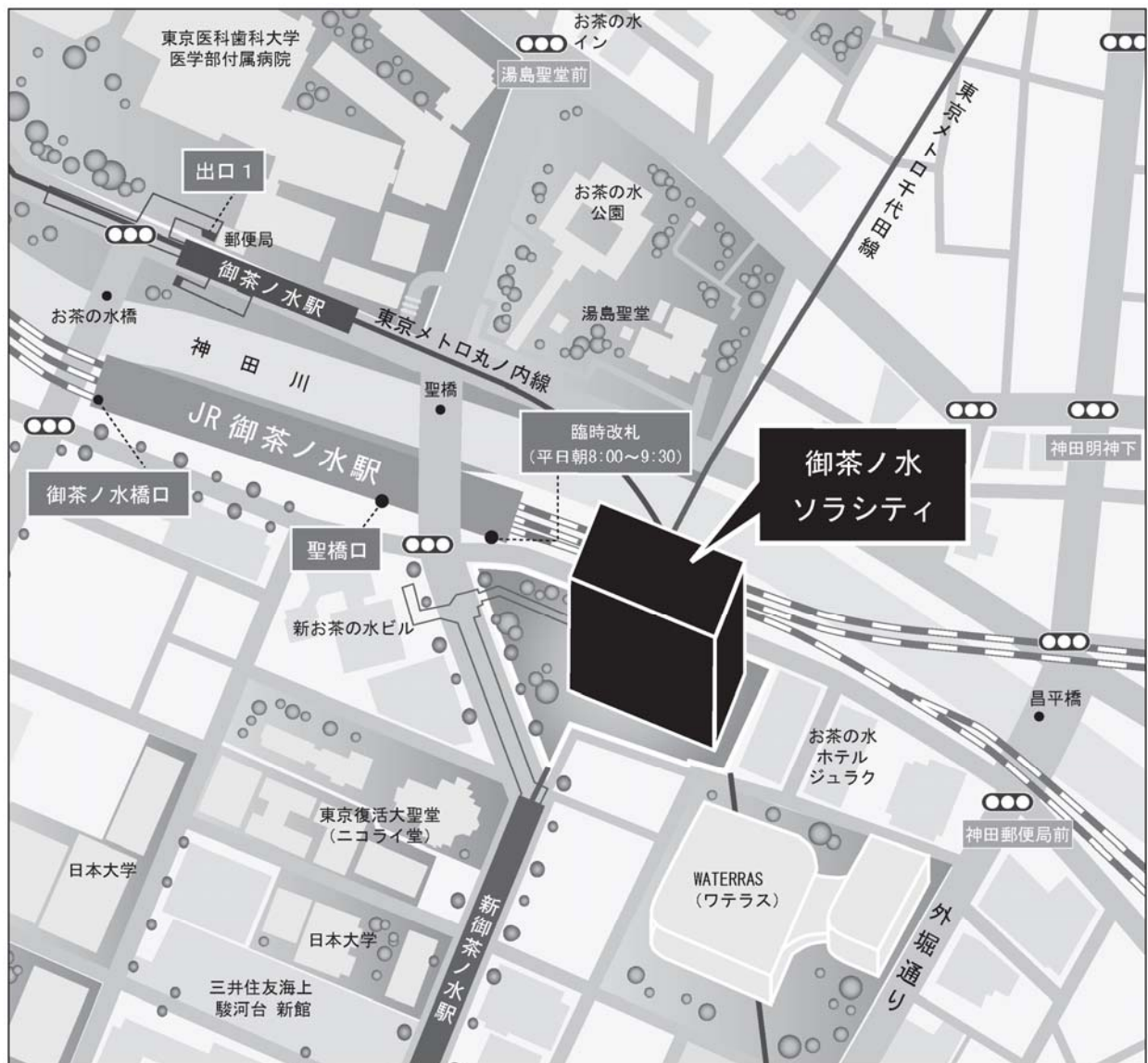
参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項及び本投資法人規約第14条に規定する「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案乃至第4号議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しません。

以 上

第4回投資主総会会場ご案内図

東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地 御茶ノ水ソラシティ2階
ソラシティ カンファレンスセンター（室名ソラシティホールウエスト）
電話：03-6206-4855



J R中央線・総武線	「御茶ノ水」駅	聖橋口から 徒歩1分
東京メトロ千代田線	「新御茶ノ水」駅	B2出口【直結】
東京メトロ丸ノ内線	「御茶ノ水」駅	出口1から 徒歩4分

なお、当日は、駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資主総会及びその後の運用状況報告会にご出席の投資主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。